

第27回 下呂市上下水道運営委員会資料

令和4年11月18日
下呂市役所環境水道部上下水道課

水道使用料金改定にあたって

①水道料金の統一

水道は生活するうえで最低限かつ必須の設備であり、また公衆衛生の面からも市内全域に平均的なものを確保するという観点から、**水道料金は市内統一**する。

②使用料収入としての必要額の把握

基準内繰入金以外に、建設改良費の1割を一般会計負担として試算した結果、前回提示した資金不足は30%（16億1,600万円不足）→15%（7億1,200万円不足）になると予測。

③料金統一に向けて

- ・上水道で採用している**口径別基本料金**を採用。
- ・上水道、簡易水道および下水道でも採用している**基本水量は10m³／月に統一**。
- ・基本料金は現在の**上水道基本料金（φ13）付近を基準**に設定。

水道使用料金改定(案)

現在の水道使用料金

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(円、税込み)							
					10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	300m ³	500m ³	1000m ³
上水道	φ13	10	1,067	110	1,173	2,383	3,593	6,013	12,063	36,263	60,463	120,963
	φ20	20	3,200		3,520	3,520	4,730	7,150	13,200	37,400	61,600	122,100
	φ25	なし	5,629		7,401	8,611	9,821	12,241	18,291	42,491	66,691	127,191
	φ30		9,124		11,246	12,456	13,666	16,086	22,136	46,336	70,536	131,036
	φ40		17,086		20,004	21,214	22,424	24,844	30,894	55,094	79,294	139,794
	φ50		32,134		36,557	37,767	38,977	41,397	47,447	71,647	95,847	156,347
	φ75		87,572		97,539	98,749	99,959	102,379	108,429	132,629	156,829	217,329
簡水	規定なし	10	1,429	124	1,571	2,935	4,299	7,027	13,847	41,127	68,407	136,607
営農	規定なし	30	600	20	660	660	660	1,100	2,200	6,600	11,000	22,000



改定(案) φ13基本料金 1,000円

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(円、税込み)							
					10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	300m ³	500m ³	1000m ³
水道	φ13	10	1,000	160	1,100	2,860	4,620	8,140	16,940	52,140	87,340	175,340
	φ20		2,400		2,640	4,400	6,160	9,680	18,480	53,680	88,880	176,880
	φ25		3,700		4,070	5,830	7,590	11,110	19,910	55,110	90,310	178,310
	φ30		5,300		5,830	7,590	9,350	12,870	21,670	56,870	92,070	180,070
	φ40		9,500		10,450	12,210	13,970	17,490	26,290	61,490	96,690	184,690
	φ50		14,800		16,280	18,040	19,800	23,320	32,120	67,320	102,520	190,520
	φ75		33,300		36,630	38,390	40,150	43,670	52,470	87,670	122,870	210,870

水道料金改定(案)を実施すると・・・

(令和4年6月調定分より試算)

= 現料金より高くなる。

上水道

(単位:件)

月量 ^{m³} 口径	0~10	11	12~	16~	71~	109~	184~	379~	1125~	計	値上件数
φ13	1,223	80	279	1,122	7	3	0	0	0	2,714	1,411
φ20	40	1	5	75	10	4	3	0	0	138	92
φ25	9	1	3	45	12	8	2	4	2	86	28
φ30	2	0	2	10	2	4	3	4	2	29	13
φ40	0	0	2	8	3	2	5	3	4	27	12
φ50	2	0	0	1	3	3	4	4	9	26	13
φ75	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
小計	1,276	82	291	1,261	37	24	17	15	18	3,021	1,570

簡易水道

(単位:件)

月量 ^{m³} 口径	0~10	11~15	16~21	22~	31~	51~	101~	301~	1001~	計	値上件数
φ13	3,225	1,301	1,728	1,701	1,261	193	12	1	0	9,422	3,168
φ20	172	54	47	52	53	35	7	2	0	422	422
φ25	45	13	9	23	15	8	16	2	1	132	132
φ30	10	1	3	3	10	6	6	1	1	41	41
φ40	22	1	6	7	7	16	22	11	2	94	94
φ50	12	3	2	0	4	4	8	4	1	38	38
φ75	1	0	0	0	1	0	3	1	2	8	8
小計	3,487	1,373	1,795	1,786	1,351	262	74	22	7	10,157	3,903

特に大幅値上げとなる 125件

官公署33、学校23、プール7、事業所(JA、中電、郵便局等)23
店舗12、家事併用12、工場6、旅館2、飲食店1、その他6

水道、下水道使用料金改定に伴う負担変化について

水道使用料金を仮に「φ13基本料金1,000円」として試算すると下記表のとおりとなります（消費税は10%で試算）。

（単位：円、税込金額）

		現在	令和6年4月検針～ 下水道1段階目	令和〇年△月検針～ 水道料金統一	令和□年▽月検針～ 下水道2段階目	現料金 対比
φ13 10m ³ /月	上水道	1,173	1,173	1,100	1,100	0.94
	簡易水道	1,571	1,571			0.70
	下水道	1,886	2,640	2,640	3,300	1.75
上水道区域		3,059	3,813	3,740 上水↓ 簡水↓	4,400	1.44
簡易水道区域		3,457	4,211			1.27
φ13 18m ³ /月	上水道	2,141	2,141	2,508	2,508	1.17
	簡易水道	2,663	2,663			0.94
	下水道	3,145	4,136	4,136	5,016	1.59
上水道区域		5,286	6,277	6,644 上水↑ 簡水↓	7,524	1.42
簡易水道区域		5,808	6,799			1.30
φ25 20m ³ /月	上水道	8,611	8,611	5,830	5,830	0.68
	簡易水道	2,935	2,935			1.99
	下水道	3,460	4,510	4,510	5,445	1.57
上水道区域		12,071	13,121	10,340 上水↓ 簡水↑	11,275	0.93
簡易水道区域		6,395	7,445			1.76
φ50 10m ³ /月	上水道	36,557	36,557	16,280	16,280	0.45
	簡易水道	1,571	1,571			10.36
	下水道	1,887	2,640	2,640	3,300	1.75
上水道区域		38,444	39,197	18,920 上水↓ 簡水↑	19,580	0.51
簡易水道区域		3,458	4,211			5.66

水道、下水道負担金(分担金)について

現在、新たに上下水道に接続される場合、個人で施工される工事費とは別に、下呂市に加入負担(分担)金を収めていただいています。これは、施設建設費用の世代間の公平を保つことと財源確保を目的としたものですが、同一敷地における取扱いや、所有者引越に伴う取扱いなど、その都度ごとに疑義が生じることがあります。また上水、簡水では大きな差があります。

事務の簡素化のみならず、使用者数の増加や移住定住策の一助に資するため、今回の上下水道料金改定を機に、上下水道の加入負担(分担)金の廃止を含めた見直しを検討します。

○水道負担(分担)金額

(単位:円、税込み)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm	75mm
上水道	22,000	55,000	99,000	154,000	308,000	561,000	1,210,000	1,540,000
簡易水道	220,000	242,000	330,000	396,000	693,000	924,000	—	1,650,000

・消費税率改定に伴う改定を除けば、上水道は旧下呂町時より変更なし、簡易水道は町村合併時に統一。

○下水道負担(分担)金額

(単位:円、税込み)

事業名	公共下水道			公共下水道以外
処理区	湯之島	下呂南部	幸田	
地区	東上田、湯之島、森の一部	小川、少ヶ野、三原、森の一部	幸田	
金額	宅地面積800円/㎡			宅地面積500円/㎡
				200,000

(参考)上下水道加入負担金(分担金)収入の推移

(単位:千円)

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	6年間平均
上水道	2,136	1,345	475	348	495	308	851
簡易水道	9,094	8,065	7,597	8,080	10,428	9,570	8,806
下水道	18,434	24,869	9,078	9,822	12,680	16,253	14,977

県内市別の水道加入金

(単位:千円)

市町村名	加入金								備考
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
下呂市 ▲	22	55	99	154	308	561	1,540	—	
	220	242	330	396	693	924	1,650	—	
高山市	なし								
飛騨市	50	118	185	266	473	740	1,250	1,660	
郡上市	170	290	460	660	1,180	1,850	—	—	
岐阜市	なし								
大垣市 ▲	なし								
	83.8								
多治見市	40	108	188	288	616	968	2,400	4,260	
関市	82	166	292	—	1,548	2,698	7,888	16,810	H28.4～新設
中津川市	55	110	258	396	742	1,100	2,970	5,885	
美濃市	55	99	143	—	363	550	1,210	別途	
瑞浪市	100～240	280～440	480～730	740～1,200	1,360～2,070	2,080～3,310	5,000～7,200	8,500～10,220	給水区域による
羽島市	51	116	181	296	580	870	2,020	3,760	
恵那市	40	110	220	360	600	900	2,400	4,200	
美濃加茂市	220	350	870	—	2,700	4,100	10,500	—	
土岐市	149	275	583	—	1,870	2,915	5,280	7,425	
各務原市	150	385	629	—	1,642	2,473	5,714	9,171	
可児市	200	316	1,016	1,635	3,108	4,623	7,967	13,113	
山県市	133	213	320	427	640	1,067	2,135	—	
瑞穂市	77	121	242	242	495	495	495	495	
本巣市	70	100	100	200	200	450	600	750	
海津市	55	88	275	—	440	550	825	—	

▲簡易水道

下呂市上下水道課調べ

県内市別の下水道加入金

市町村名	加入金		備考
	公共下水道	公共下水道以外	
下呂市	500円/㎡または800円/㎡	200,000円/件	
高山市	なし		
飛騨市	処理区により300円/㎡または280,000円/件	処理区により200,000～460,000円。別途加算あり。	
郡上市	560円/㎡(特環も同)	人数により320,000～960,000円/件	人数は浄化槽設置基準に基づく
岐阜市	処理区により50～420円/㎡		
大垣市	処理区により98～220円/㎡または350,000円/件	350,000円/件	
多治見市	処理区により270円/㎡または300,000円/件	市街化調整区域 210,000円/件	
関市	50円/㎡	処理区により150,000～670,000円/件	
中津川市	327円/㎡	建物用途により150,000～667,000円/件	
美濃市	人数により300,000～650,000円/件	300,000円/件	人数は浄化槽設置基準に基づく
瑞浪市	310円/㎡		
羽島市	440円/㎡		
恵那市	処理区により197～478円/㎡	処理区により210,000円+200円/㎡～400,000円/件	
美濃加茂市	処理区により450円/㎡または350,000円/件	処理区により290,000～380,000円/件	
土岐市	処理区により246～267円/㎡	都市計画用途地外170,000円/件	
各務原市	処理区により430～500円/㎡		
可児市	処理区により500円/㎡または100,000円/件	200,000円/件	
山県市	建物用途により210,000～1,500,000円/件	275,000円/件	
瑞穂市	150,000円/件。事業所等は面積により加算あり		
本巣市	400,000円/件。事業所等は人数により加算あり		人数は浄化槽設置基準に基づく
海津市	人数により250,000～1,000,000円/件		人数は浄化槽設置基準に基づく

下呂市上下水道課調べ

上下水道料金改定スケジュール(案)

※次回以降の開催日は予定月を記載。

上下水道運営委員会	市民への説明等
令和3年10月8日(金) 新委員による初会合。下呂市上下水道事業の概要説明。	
令和3年11月11日(木) 下水道事業の現状と課題説明。下水道使用料金改定の必要確認。	
令和4年4月22日(金) 下水道使用料算定について審議。	
令和4年5月20日(金) 下水道使用料改定について意見聞き取り。	案策定→6月政策会議
令和4年7月22日(金) 下水道使用料改定方針説明。 令和3年度決算、事業報告等。 水道事業の現状と課題説明。水道使用料改定の必要確認。	
令和4年8月30日(火) 水道使用料算定について審議。	9月定例会・下水道料金改定報告 9月定例会後・合併浄化槽転換事業説明会
令和4年10月20日(木) 水道使用料算定について審議。	10/25(小坂・大洞区)、10/27(萩原・尾崎1区)転換事業説明会
令和4年11月18日 水道使用料改定について意見聞き取り。	案策定→12月政策会議
※令和5年1月〇日 水道使用料改定方針説明。	3月定例会・水道料金改定報告
説明会報告等を兼ねて適時開催	令和5年4月～ 上下水道使用料改定市民等説明会
※令和5年12月未定	12月定例会・上下水道料金改定条例上程
令和6年4月	下水道使用料金改定(1段階目)

合併浄化槽転換事業説明会報告

下記にて事業説明会を開催しました。質疑応答の概要は別紙のとおりです。

10/25(火) 小坂地域大洞区(中重、鹿山処理区)

10/27(木) 萩原地域尾崎1区(和田処理区)



・和田処理区については、転換事業にご理解をいただきましたので、今後現地調査を進め合併処理浄化槽の設置位置等について協議し、順調に進めば令和5年度にも転換事業に着手したいと考えています。

・大洞区については、地区内で引き続き協議され、必要ならば再度説明会等を開催する予定です。

令和4年10月25日
大洞なごやかプラザ

合併浄化槽転換事業説明会 質疑応答

- Q. 湯屋処理区の赤沼田などは接続率が低く施設のおおよそが稼働していないと聞いているがそちらに統合することはないのか。下水道に切り替えないといけなと言われて下水道に切り替えた。簡単に転換は出来ないと思うが、しっかりと検討をしてほしい。
- A. 設備業者と相談し、事前調査の元、進めていく。湯屋処理区等は加入率が少ないため、統合なども考えている。費用対効果で小規模を湯屋に統合は考えていない。
- Q. 処理場をポンプ場として湯屋浄化センターへ繋げないか。また、その費用の試算はしていないか。
- A. 費用対効果はない。
- Q. 広い敷地を持っているため設置する土地があるといわれるが、うちは浄化槽を設置する土地がないし下水道を考えて新築しているため合併浄化槽は無理、高さがあわない。
- A. 現地調査をして確認させてください。
- Q. 下水道料金が上がるのは鹿山、中重のみか。
- A. 全地区です。
- Q. 別荘などの所有者への説明はどうか。
- A. 市から個別に説明させていただく。
- Q. 現時点で下水道に接続していない家庭はどうなるのか。
- A. 接続していない家庭は合併浄化槽を設置しません、浄化槽の補助のみ。
- Q. 先見の明が無いのでは。
- A. …
- Q. 一番初めに下水道へ切り替えて損している。同じことを繰り返すは避けて。
- A. 下水道への再切替えはしない。

- Q. 延べ床面積ではなく、世帯人数によって人槽を入れるなどしてみては。
A. 建築基準法で決まっている。建築事務所などと相談し決めたい。
- Q. 鹿山、中重の収支はいくらか。
A. 処理場等の維持管理が年 240 万円、起債の還金が年 580 万円の計 820 万円に対して料金収入は年 100 万円ほどです。
- Q. 不採算地域をどうするかではなく全体で考えて。下水道に限らず他で補う等。
A. 値上げする下水道区域の下水道料金から支払う。
- Q. 料金の改定は令和 6 年施行は無理ではないか。
A. 現在の経済情勢を考えると令和 6 年以降となると思われる。料金が切り替わるまでは下水道料金でいただく。
- Q. 処理場の排水路を生かして浄化槽の排水を流せるようにできるのか。
A. 槽だけを残して利用する。
- Q. 排水経路について、家の前や田んぼに排水してほしくない人もいる。
A. 気をつけます。
- Q. 馬瀬や門坂地区は受益者分担金を支払っているのか。
A. 支払っていない。
- Q. 一軒当たりの設置費用はいくらか。
A. 200 万円。
- Q. 処理場跡地利用は？管理は？
A. 利用の要望があれば地元へ渡しますが所有は市です、利用しない場合更地にして草刈りなどの維持管理は市で行います。
- Q. 不平等がないようにしてほしい。
A. 分かりました。
- Q. 大きな合併浄化槽を市で設置してそれを地区で管理するわけにはいかないか？
A. それでは今と同じになります、今後人が減った場合少数で管理するため割高となり不利になっていきます。

Q. 加入時の分担金は戻ってこないのか？

A. 下水道整備のためのお金のため戻ってきません。

Q. それはおかしいのではないか？

A. 浄化槽は市ですべて行うためその費用の代償と考えてください。

Q. 私は下水道につなげるときに合併浄化槽を自費で取り壊している、余分にお金をかけて下水道に接続している、当時はほぼ強制的に下水接続を要求された、それをまた合併浄化槽にするなど詐欺ではないか？

A. 合併浄化槽を強制的に下水へというのは他地区では見られないため知らなかった。

Q. 他の処理区は採算は取れているか。

A. 公共処理区について取れている。

Q. 浄化槽の耐用年数は何年か。

A. メーカーで 30 年と聞いてますが 30 年以上たったところでも故障したという事は聞いたことない、また 30 年後の再設置にも補助金を考えている。

Q. 全国で初の試みのようだがなぜいつもこの地区が最初の犠牲になるのか？全国で事例が出てからでは遅いのか。

A. 赤字が増えるだけです。早く行いたい。

Q. 改定までの料金について、しっかりとしたものを提示してほしい。

A. 分かりました。

その他意見

- ・私は独居で今後家を継ぐ者もないため不安です
- ・下水に入るときに将来下水道でないといけないうって騙された気分
- ・僻地に負担をかけず平等にしてほしい
- ・家の前に浄化槽を持っていきたくない
- ・温泉地などの下水道加入を進めてほしい
- ・次回の説明会の前に地元で寄合を行う

令和4年10月27日
四季の家

合併浄化槽転換事業説明会 質疑応答

Q. 当初萩原町時代、管路が長くなりコストがかかるからという事で下水処理場を作った経緯があるがその時の話は何だったのか？

A. 他地区も同じ事を言われたので気持ちはよく分かる。

Q. 子供の代になった時を考えるとやむを得ないが、浄化槽の設置は全部市の費用負担でよいか？

A. 市の負担で設置する。そのために現地踏査を行いたい。

Q. そういうつもり(合併浄化槽の設置)で家は建っていない。本当にできるのか？

A. 他の土地を買ってでも行いたい。他地区も同じ事があると思うので心配している。

Q. 浄化槽の排水は下水道管路を使用されたい。排水路に流すのは抵抗がある。

A. 排水の放流先が悩みの種となる。できるだけ下水管路を使用する方がよいと思う。

【料金の話へ】

(市) 制度設計がまだ完全ではないが、第2段階の値上げ前までに浄化槽を設置した場合には、これまでどおり下水道料金をお支払い頂くように考えている。

(値上げまでの間は、浄化槽の維持管理費は市で負担する)

和田処理区の対象者全員は 20m³ 以上使用されているので、浄化槽を設置された方が負担は少ない。

(市) 加入負担金の返還はしないがよいか。

(地元) それは仕方ないと思う。

(市) 対象者全員の同意が得られたということであれば、現地踏査をしたいがよろしいか。

(地元) 了解する。

(市) 下水道管路を活用できるよう現地踏査をする。